



Title	京都代官小堀数馬による明和三年八月『御小物成場絵図』について
Author(s)	鳴海, 邦匡
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2003, 37, p. 1-17
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56548
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

京都代官小堀数馬による

明和三年八月『御小物成場絵図』について

鳴海 邦匡

はじめに

検地は、領主によって所領内の耕地や屋敷などを丈量したものであるが、土地を測るといふ行為は、地域を支配するうえで最も基礎となる体制を形作るものであった。このような空間との関わり方を知ることが、近世の絵図を研究する際、非常に参考となる視点を提供することになると考えている。それは、近世における検地の多くが、対象地の面積を求めるといふ目的からプラン図の作成を前提としたからである。こうして土地測量といふ行為を通じ、近世絵図を理解することは、地図の表現、ひいては空間認識のあり方の歴史を知る有効な手段になるといえよう。

本稿で課題とした明和三（一七六〇）年八月『御小物成場絵図』は、筆者が他稿で以前に検討した、撰津国豊島郡における天明期の山論の分析を通じて知ることとなった絵図である〔鳴海、二〇〇二〕。この山論は、畑村（撰津国豊島郡、麻田藩領）北部にある字本庄前山・同裏山において、そこでの林野資源の利用を巡り争われたものであった。

両山は、延宝六（一六七八）年三月に実施された検地により、幕領として代官の管理する地に編入され、それぞれ、前山は、八町六反三畝十歩（三七〇×七〇間、年貢定米一石三斗）の柴山として、裏山は、一二四町八反三畝十歩（一〇七〇×三五〇間、同三石）の芝山として登録されるに至っている。山論は、畑村と、裏山に入り会う村々の内、才田村（豊島郡、幕府領）および尊鉢村（同郡、旗本渡辺三氏知行）が、同所での松木伐採を巡って対立したことに起因する。この山論の詳細は、既に自治体史「池田市史編集委員会編、一九九九」などに記されるので省くが、京都代官所による調整などの後、天明三（一七八三）年二月、才田・尊鉢村からの大坂町奉行所への提訴を受けて係争する村々で論所の立会絵図を作製することとなり、天明七（一七八七）年十二月に至り大坂町奉行所に提出された。

この立会絵図は、⁽¹⁾裏書に「分間百間四寸之積」と記されるように、縮尺千五百分の一の実測図である。測量帳などの検討から、その作製においては、「小丸」⁽²⁾や間縄などを用いて、論山の周囲や谷筋などを対象に方位角度や距離数を測量したことが判明しており、その作業は、双方の村役人や在町絵師により担われていた。しかし、小物成山である本庄前山と麻田藩領である畑村とが接する山裾周りについては、異なる対応を採ったようである。天明四（一七八四）年三月五日付の、畑村庄屋らから大坂町奉行への口上書には、⁽³⁾「才田村尊鉢村と論外前山麓と分見絵図ニ可致段被申候」と論山全域を測量すべきとする才田・尊鉢村に対して、「御料私領境目之儀者古来と急度相分り有之」などの理由とともに、「先年小堀数馬様御小物成所御改之節絵図御書下ヶ等有之……前山裾通り之儀論外之儀ニ付小堀数馬様絵面通りニ以可相認旨被 仰渡奉畏候」と、山裾は、京都代官小堀数馬による「御小物成所御改之節絵図」を参照にすべきとの畑村領主である麻田藩側の考えが示されている。こうした畑村側の「乍恐何卒小堀数馬様と被下置候山絵図ヲ以墨引仕候」という願いは、測量帳や立会絵図の内容からみて採用されたと判断でき、重要な訴訟

資料である山論絵図の内容を規定するという絵図の存在は、公図的な要素をうかがわせるものとして非常に興味深いといえる。以下では、この絵図の作製に至った「小堀数馬様御小物成所御改」の概要について触れるとともに、そうした絵図の特徴についてみていきたい。

一、宝暦期の豊島郡における小物成年貢の増徴

いわゆる延宝検地は、畿内・近国を中心とした幕領地域において、延宝期に施行された検地のことを指す。この検地は、田畑や屋敷地の丈量のみならず、山野や、その地における開発の場も対象に含めるものであった。そうして実施された検地の結果は、土地台帳である検地帳に記され、村にも保管されることとなる。先に見た字本庄前山と裏山も、この検地帳に丈量の結果が記載されていた。⁽⁴⁾ところで、この検地帳には、宝暦十一（一七六一）年十月付の小堀数馬による附紙が添付されるのが確認できる。その内容は、小物成山に賦課された定米の増額を指示したものであり、畑村の場合、前山で開発された耕地六畝二四歩（見取場）と、裏山に造林された松林二三町歩がその評価分に概ね相当していた。このことは、先の天明期の山論において、畑村側が本庄山の米歴として、「宝暦十一巳年小堀数馬様豊鳴郡式拾九ヶ村御小物成一統御改之節当村領御小物成三石四斗五升八合増米被 仰付分検絵図并御検地帳面ニ御附紙被 成下」⁽⁵⁾と記す内容に一致する。つまり、そこには、この小堀数馬による小物成地における年貢の増徴が、宝暦期に豊島郡のうち、小物成地支配に関わる二十九ヶ村を対象として統一的に実施されたもので、その特徴として「分検絵図」と検地帳面への「附紙」を村に下したことが示されている。

この豊島郡二十九ヶ村について、延宝期の検地帳をみると、これまで調査できた範囲内ではあるが、宝暦十一年

の附紙の添付という共通した内容が確認される。例えば、桜井谷六ヶ村⁽⁶⁾における延宝六年三月十六日付の『立会開方御小物成所檢地帳』⁽⁷⁾にも、宝曆十一年十月付の小堀数馬による附紙が添付され、そこには、山林とされる東山(四一町六反六畝二十歩)と西山(十八町歩)について、両山で開発された耕地への年貢(見取米)賦課額と、耕地面積分を引いた上での両山への年貢定米の増加額が指示されている。そのほか、延宝六年三月十三日付の牧之庄四ヶ村⁽⁸⁾における『立会開方御小物成所檢地帳』⁽⁹⁾や、同年同月十六日付の長興寺村(上総飯野藩保科氏領)における『開方并御小物成所檢地帖』⁽¹⁰⁾についても、同じ様に附紙が添付され、何れも山とその地に開発された耕地に限定して、それらの年貢負担額の増加を指示したものであった。これらのうち、山内に開発された耕地に関しては、別に『耕地反別帳』⁽¹¹⁾が作られ、一区画毎に、字名、耕地の種類(田畑)、面積、請人などを記して管理が行われていた。そして、その区画毎には、「いろは」などとする記号が付されていたが、これは、後述するように明和三年八月『御小物成絵図』の文字注記に対応したものであった。

では、こうした小物成山の年貢定米の増額は、どのような経緯で行われたのであろうか。それは、桜村の九郎右衛門(上組(飯野藩領分)庄屋)と北野村(西成郡、幕府領)の弥治兵衛の二名によって、宝曆九(一七五九)年二月に、代官小堀数馬の管轄下にある豊島郡の小物成山を対象として、その地の開発の願いが出されたことに起因すると考えられる[豊中市史編纂委員会編、一九六二など]。両名の請地による開発の願いが、小物成年貢の増米や冥加金の付加を条件としたことから、開発の実施を前提に京都代官所において審議が進められたが、これまで小物成山を利用してきた村々は、肥料や飼料などのための林野資源の収集量に不足が生じるとして開発に反対した。結局、この広域におよぶ開発の願いは、弥治兵衛の病気を理由に実現されなかったが、この開発を巡る交渉の過程で、豊島郡の

村々は、開発反対の条件として、小物成山の「御改」の実施と、それによって確定される年貢定米の「増米」を受け入れることとなったようである。⁽¹²⁾ その経緯は、増収を目的とした新田開発と年貢増徴という享保期の改革に続くものとみなすことができ、そして、このことは、小物成山を開発の対象地と位置付けた代官所の認識「藤田、一九九五」にも反映されているといえる。以下では、検地という過程で作成された絵図資料というテーマに焦点を絞り、明和三年八月『御小物成場絵図』についてみていきたい。

二、明和三年八月『御小物成場絵図』について

本節において紹介する明和三年八月『御小物成場絵図』⁽¹³⁾は、摂津国豊島郡における宝暦期の「小堀数馬様御小物成所御改」という事態に際して作製され、その後、京都代官所（本紙）と関係村（控）で所持されることとなった「一分絵図」に相当すると判断される資料である。⁽¹⁴⁾ こうした絵図については、現在までのところ、六事例が確認された。⁽¹⁵⁾ これらの絵図には、基本的には類似した内容の裏書が記され、「小堀数馬様御役所」を宛所として、関係する村の庄屋、年寄、百姓惣代の連署が載せられている。そして、料紙の継ぎ目には、村方によって印が捺されていた。例えば、先述した牧之庄六ヶ村の小物成地を描いた「摂津国豊島郡平尾村西小路村桜村落村半町村瀬川村御小物成場絵図」（図一）の裏書は、次のように記されている。

表書之撰津国豊島郡平尾村西小路村桜村落村半町村瀬川村持添法恩寺松尾山平尾村西小路村落村桜村持添法恩寺松尾山ほうし山南山半町村一村持添南山延宝六年青山大膳亮様御検地御小物成山林宝暦十一巳年御役人中被遣御見分御吟味之上御改出御見取米藪御年貢等被仰付惣躰御小物成場与他村境当村之御私領地境共逐一御案内仕御改を請表書之百間式

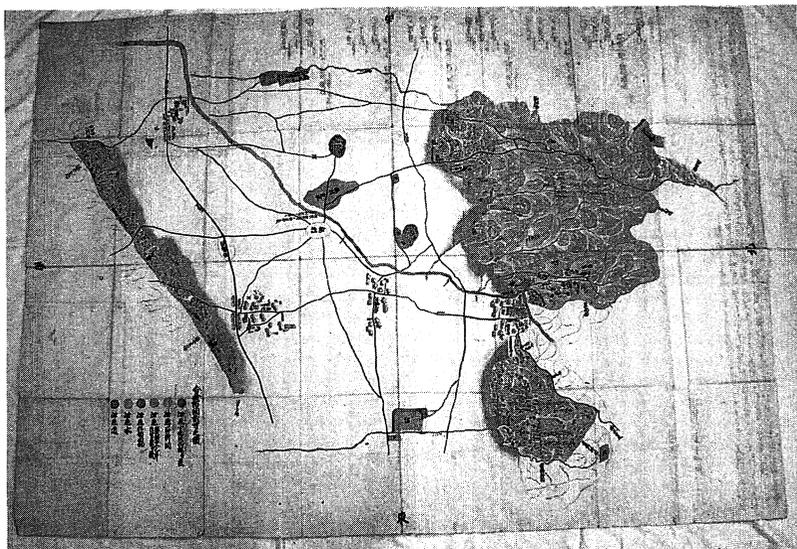


図1 牧之庄六ヶ村における明和3年8月『御小物成場絵図』、箕面市有文書
注) 法量：南北 159.2×東西 110.4cm (料紙 5×4 枚)

寸分検絵図仕立扣絵図一通り村方ニ取持仕以来地面紛
敷儀無之ため案内庄屋年寄百姓惣代之者連印仕差申所
仍如件

明和三年戊八月 青木九十郎殿知行所

撰津国豊嶋郡平尾村

庄屋 徳兵衛 (印)

年寄 善兵衛 (印)

百姓惣代 伊兵衛 (印)

(以下五ヶ村分の庄屋・年寄・百姓惣代名は省略。)
小堀数馬様 御役所

それらの記載内容によれば、宝暦十一年に小物成地(山林・新開地・藪)に派遣された京都代官所の役人は、現地で「御見分御吟味」を実施したうえで該当する地域の反別を改め、新たな年貢額を算定したという。こうした作業を通じて小物成地の境界を改めて確認するとともに、その内容については、「百間式寸」(縮尺三千分の一)か「百間五寸」(同千四百分の一)の分間絵図を作製して提示され、その控えを村方で所持した。また、ここで興味深い

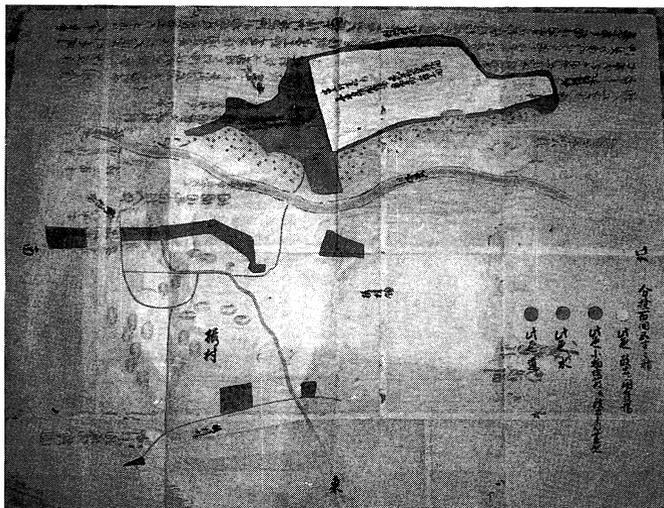


図2 桜村における明和3年8月『御小物成場絵図』、中井家文書
注) 法量：南北 63.8×東西 49.6cm (料紙 3×2 枚)

のは、このような過程を経て村々に配された小物成場の実測図が、「地面紛敷無之」を目的としていたことである。

次にみる「摂津国豊鳴郡桜村御小物成場絵図」(図2)の裏書は、基本的な内容は他に類するが、小物成地である藪の調査に加え、先にみた開発願人のうち、九郎右衛門のみによる字上野における芝草場の開発(歎下年季)もその対象に含んだ結果、幾分異なる内容を示すこととなった。

表書之摂津国豊鳴郡桜村持添延宝六年青山大膳亮様御検地御小物成藪宝曆十一巳年御役人中被遣御見分御吟味ニ付追々御案内仕是又同村九郎右衛門此度願ニ付請所字上野芝草場開発年季請大繩反別壱町七反歩余并同断地統開発難成芝地御小物成年季請所八反歩とも他村境并当村之内御私領境委細御改を請表書之百間五寸分検絵図仕立扣絵図一通り村方ニ所持仕以来地面紛敷儀無之ため案内庄屋年寄百姓惣代開発願人九郎右衛門連印仕差申所仍如件

明和三年戊八月

保科越前守殿領分 摂津国豊鳴郡桜村

庄屋 九郎右衛門 印

同 市郎兵衛 印
 百姓惣代 源兵衛 印

(以下、下組の庄屋・年寄・百姓惣代名は省略)

小堀数馬様 御役所

ここに記された「大縄」という表現は、表側に描かれた絵図の作製過程を示す言葉である。その具体的な作業内容は次節で検討するが、『地方凡例録』「一新田切添之事」「大石、一九九五」に大まかな説明が示されており、それによると、新開の願いが許可された場合、「先づ大縄反別」と、開発地の総廻りを分間し、障るべき地所・用水路・堤敷・道敷等ハ除きて分間絵図歩詰を以て、総反別何程と取極め」と、開発地の反別を求めるために廻り検地を実施して「分間絵図」、つまり実測図を作製したことが記される。この廻り検地は、新開地のみならず、耕地や林地の反別や論所などを改める場合にも実施されるものであった。

次は、絵図面の内容について見てみよう。この『小物成場絵図』には、年貢の賦課される小物成地が、対象となる村の領域において、該当する場所に位置付けて描き出されており、村域内全ての土地利用状況を連続して描く訳ではない。ぽっかりと浮かぶ島のように描かれた小物成地は、道筋、川筋や池、集落や寺社など、村の配置を示す基本的な地理情報として描かれた図像と結び付けることで各地に位置付けられる。絵図の縮尺は、二種類が認められ、広範囲を対象としたものは「百間式寸」、逆にある程度狭い地域のもは「百間五寸」となり、描かれる地域の大きさに応じて縮尺値が選択されている。

主要な描写対象が小物成地であることは、図面の余白に示された色分凡例の種類にも示されているが、小物成地

と関わる凡例を挙げると、「小物成山林(并藪)(并宝曆十一巳年宮地改出芝山雜木林)」、「宝曆十一巳年改出見取(田畑(并藪))」、「茶役小物成場」、「改出シ開發場」、「小物成藪并改出之内芝地」となっている。さて、これらの凡例は、例えば「御小物成山林」ではなくて「小物成山林」と表記し、尊敬の接頭語である「御」を付さない。村方で作られた絵図の場合、公儀に関わる表現については、「御」を付すのが通例と見なされる。このことは、表書きの絵図面が、代官所で作製されたということを反映したものと考えている。ちなみに、裏書では、村方が差し出した文書の形式に従って「御」を付して表記されており、図の表題も同様である。つまり、絵図の表と裏とは、異なる論理が展開していた。

描き出された小物成地は、例えば山についてみると、その周囲の境界筋の形状が、かなりの程度で実際の地形と近いものになっている。⁽¹⁶⁾また、山地の地形に関わる表現としては、単に仰見図として山形が地貌線で描かれるのではなく、尾根筋を線で結ぶことによつて、山内を平面図的に描く工夫が施されている。こうして表現された小物成山内には、今回の検地改めにおいて登録された耕地や、山中の溜池などが描き込まれており、何れもその形状の表現が、山の周囲の描写と同じく詳しい。このような表現のあり方は、『地方凡例録』に示されたような測量の実施に基づくと考えられるが、それでは、具体的にどのような作業が実施されたのであろうか。次節では、その過程について検討したい。

三、『御小物成場絵図』の作製技術

『御小物成場絵図』の裏書に記された「御見分」や「御吟味」といった作業は、耕地の作柄や山野の植生を調査

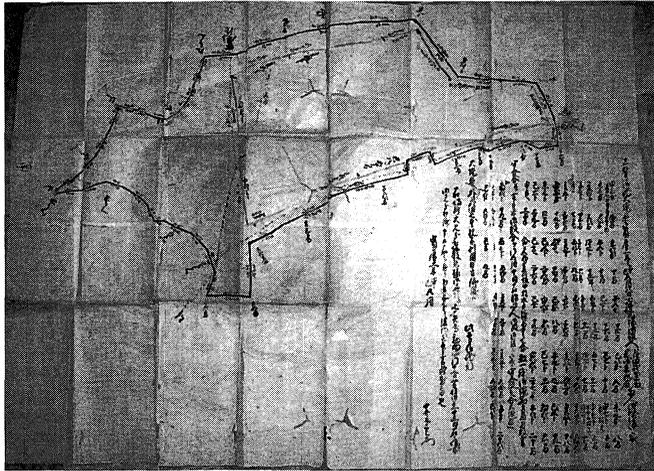


図3 宝暦11年5月『(分間絵図)』、中井家文書
注) 法量：南北 94.7×東西 67.0cm (料紙 2×2 枚)

成所御改二付小堀数馬様御手代衆御見分之上御絵師被召連分見絵図相認差上候⁽¹⁹⁾と記している。すなわち、その記述によれば、代官手代らの実施した現地見分は、「御絵師」を伴い行ったとしており、これらの調査が、当初より、絵図の作製も目的に含まれていたことを示している。

するほかに、それらの範囲を確定し、その面積を計るというものであったと考えられる。文献中においては、そうした作業を「御縄引」と表わす場合もあった。例えば、桜井谷六ヶ村の小物成山(東山)と西・東稻村(豊島郡、武蔵国忍藩阿部氏領)持山との境界筋について、今回の和談の内容に従って見分を実施して欲しいと、双方より宝暦十(一七六〇)年六月に京都代官所へ願書を提出したが、その見分について文書では「御見分御縄引」と表記していた。

ところで、このような事例がほかにも認められるように、⁽¹⁸⁾ 現地での見分や吟味を通じて小物成地と周囲との境界筋を改めることは、対峙する村境の明示を強いるとともに、場合によってはそれを巡る争いを顕在化させたことが指摘され、当時の村々における緊張した関係が示唆される。さて、この時の作業について、天明期の山論における畑村側の日記では、「宝暦年中小物

図3は、前節でみた桜村における明和三年八月『御小物成場絵図』との関連が想定される絵図である。⁽²⁰⁾こうした類の資料は、今のところほかに確認できないが、桜村の場合は、描写対象に歟下年季による開発地を含むという特殊な事情から、このような前段階的な資料が所持されたと考えられる。桜村における『御小物成場絵図』の裏書には、小物成蔽の見分と同時に、九郎右衛門による開発願いが出された字上野についても、宝暦十一年に京都代官所の役人が見分を実施した旨を記しており、この時の字上野での見分結果がこの資料に示されている。この資料は、分間絵図と測量データの部分で構成されるが、それによると、まず五月八日に、京都代官所役人である篠田式九郎・岡崎東作らは、請所となる芝草場全体の見分や測量を実施し、そして、十日にも、兩名らが、開発地分に関する測量を実施していた。また、この日には、字上野の外側に設置する杭木が渡されている。その後、十三日に、京都代官所役人の矢守勘助（元締）が最終的な見分を行い、同所における調査が終了した。この資料に示された図や測量結果は、こうして得られたデータを開発願いに対し提示したものであった。恐らく、この見分時には、開発場とともに桜村の小物成蔽についても、同様に測量を伴った見分を実施していたとみなすことができ、それは、他の明和三年八月『小物成場絵図』の場合についても基本的には同じと考えている。

実施された測量は、字上野（四十六地点間）と開発地（十二地点間）の周囲の方位角度と距離について、何れも南東の地点から時計回りに測り進むものであった。この「大繩通」と記される測量作業は、その方位角度の表記内容から小丸を用いていたことが確認され、⁽²¹⁾一般的に広く在地でも使用されたと考えられる磁石方位盤を用いて、十八世紀中頃の、畿内の幕領地域における検地を実施していたことが知られる。

該当する場所の輪郭線を測量した場合、次は、それを対象となる地域に位置付ける必要が生じてくる。この図で

は、字上野を通る複数の道（宮道、山道、中尾道など）を描き込み、それらを輪郭線と交差させることによって、桜村内に位置付けることを試みている。そうした描写対象の地域への位置付けのあり方は、全ての『御小物成場絵図』にも確認される表現で類似している。こうして得られたデータを基に、見分に帯同した御用絵師が、現地での調査内容も踏まえて、『御小物成場絵図』を統一的に描いたとみなされる。

むすびにかえて

本稿は、京都代官小堀数馬による明和三年八月の『御小物成場絵図』の概要について紹介するものであった。これら一連の『御小物成場絵図』は、大阪大学キャンパスの位置する北摂地域に存した近世絵図資料のなかでも、近世中期の段階で統一的に山野や数などを測量して作製されたという点から、優れた資料の一つとして評価することができるであろうし、日本の地図史を検討するうえでも貴重な事例と位置付けられる。

当地域の延宝検地における検地条目によると、小物成地とされた山野の検地作業は、基本的には実施することと規定されているが、その実施が困難な時には作業を省く旨も付記されている〔宮川、一九六三〕。恐らくそのような場合は、太閤検地に同じく村からの指出に応じて年貢高を決定したと考えられ、検討した地域の事例をみても、延宝の検地帳に示された山野の範囲が、実際の面積よりも狭い場合の多いのは、厳密な意味での測量が実施されなかったことを示唆する。これに対して、およそ八十年後の宝暦期に実施された小物成地の再検地は、山野の測量という点からみると著しく状況を異にしており、その見分や吟味は、対象となる場所の周囲を測量して、得られたデータから分間絵図を作製するという作業を伴うものであった。もちろん、この御改が、小物成地における新たな新開地

の統一的な把握を目的としていたことはいうまでもないが、豊島郡における村々が、大幅な小物成年貢の増徴という事態を受け入れた要因の一つは、測量技術を背景として作られた明和三年八月の『御小物成場絵図』の存在があったと考えられる。このことは、裏書に「扣絵図一通り村方ニ取持仕以来地面紛敷無之ため」と記されていることにも表れている。こうしたことは、十八世紀後期の畿内において、三度単位で方位角度を測る磁石方位盤などを用いて測量し、分間絵図を作製するという行為が、これまで検討してきた在地レベルのみならず、幕府側についても土地を測る一つの技術として信頼される段階にあったということを示すものであった。

【付記】 本稿の作成において利用した資料の調査や閲覧にあたっては、池田市立歴史民俗資料館、豊中市総務部法制文書課、豊中市立岡町図書館、箕面市総務部行政管理課の皆様、ならびに資料所蔵者の方々に大変お世話になりました。末筆ながら、ここにお礼申し上げます。

注

- (1) 岸本家（大阪府池田市）文書『（字本庄裏山論所立会絵図）』、天明七年十二月、同家蔵。
- (2) 「小丸」は、村井昌弘編述の『量地指南』によると、干支を用いて方位を表記した磁石方位盤であり、その精度は、一千の十等分、つまり三度単位で方位角度を計測することができた「大矢真一解説、一九七八」。
- (3) 奥村家（大阪府池田市）文書『才田村尊鉢村最早凡懸合写』、寛政五（一七九三）年五月、池田市立歴史民俗資料館蔵。
- (4) 奥村家文書『撰州豊鳴郡畑村開方并御小物成所検地帖』写、延宝六年三月、池田市立歴史民俗資料館蔵。
- (5) 岸本家文書『山論書物』、寛政一（一七八九）年カ、同家蔵。

- (6) 桜井谷六ヶヶ村とは、野畑村(武蔵岡部藩阿部氏領・幕府領)、小路村(同)、内田村(同)、柴原村(同)、南刀祢山村(同)、北刀祢山村(武蔵岡部藩阿部氏領)を指す。
- (7) 浅井家(大阪府豊中市)文書『摂州豊鳴郡柴原村小路村内田村野畑村南刀祢山村北刀祢山村野寺村立合開方御小物成所検地帳』、延宝六年三月一六日、豊中市立岡町図書館蔵。
- (8) 牧之庄四ヶヶ村とは、西小路村(旗本青木氏知行)、(牧)落村(同)、平尾村(同)、桜村(上総飯野藩保科氏領・同)であり、これに瀬川村(武蔵忍藩阿部氏領)、半町村(武蔵岡部藩安部氏領)を加えて、牧之庄六ヶヶ村とも呼ばれる。
- (9) 浅井家文書『摂州豊鳴郡西少路村落村平尾村立会開方御小物成所検地帳』、延宝六年三月十三日、豊中市立岡町図書館蔵。
- (10) 長興寺村(大阪府豊中市)文書『摂州豊鳴郡長興寺村開方并御小物成所検地帖』、延宝六年三月十六日、豊中市立岡町図書館蔵。
- (11) ①長興寺村文書『小物成山林之内摂津国豊鳴郡長興寺村耕地反別帳』、宝曆十一年十月、豊中市立岡町図書館蔵。
 ②浅井家文書『小物成山林之内摂津国豊鳴郡柴原村少路村内田村野畑村南刀祢山村北利祢山村立会耕地反別帳』、宝曆十一年十月、豊中市立岡町図書館蔵。
 ③箕面市有文書『小物成山林之内摂津国豊鳴郡平尾村西小路村落村桜村半町村瀬川村耕地反別帳』、宝曆十一年十月、箕面市蔵。
- (12) しかし、こういった小物成地の再検地は、十八世紀中頃より断続的に実施された事実も確認され、これらとの関係については今後の課題としたい。ただし、今回検討した明和三年八月『御小物成場絵図』の作成に起因する再検地ということに限れば、絵図の裏書に記されている通り、宝曆十一年の「御改」が直接の要因であったとみなされる。
- (13) 資料の表題は、紙背裏書によった。表題は、折り疊んだ状態で一番上部となる部分に当たるように、何れも紙背の左下隅に記されている。表題の内容は、摂津国豊鳴郡何村と付記して「御小物成場絵図」と記している。
- (14) 裏書の形式から、これらの絵図は、村方で作成されたものが代官所に提出されたものと位置付けられてきたが、

その内容の検討から、本稿ではむしろ逆の立場、つまり代官所で作製した絵図が村へ手交されたという過程を想定している。

- (15) 確認される事例は以下の通りである。①岸本家文書『摂津国豊嶋郡畑村御小物成場絵図』、同家蔵。②箕面市有文書『摂津国豊嶋郡平尾村西小路村桜村落村半町村瀬川村御小物成場絵図』、箕面市蔵。③中井家（大阪府箕面市）文書『摂津国豊嶋郡桜村御小物成場絵図』、同家蔵。④内田村中川家（大阪府豊中市）文書『摂津国豊嶋郡柴原村小路村内田村野畑村南刀祢山村北刀祢山村御小物成場絵図』、豊中市立岡町図書館蔵。⑤長興寺村文書『摂津国豊嶋郡長興寺御小物成場絵図』、豊中市立岡町図書館蔵。⑥西市場（大阪府池田市）村文書『摂津国豊嶋郡西市場村御小物成場絵図』、池田市立歴史民俗資料館蔵。

- (16) 紙幅の都合上、掲載できないが、例えば、牧之庄六ヶ村の入会山である字法恩寺松尾山や、先述した字本庄裏山・前山についてみると、それらの山周囲の形状は、実際のものの形状とかなりの程度で一致していることが認められる。「鳴海、一九九九・二〇〇二」。

- (17) 中川家文書『以書附御断奉申上候』、宝暦十年六月、豊中市立岡町図書館蔵。

- (18) 例えば、牧之庄六ヶ村と畑村との間でも、「御小物成所御改御見分」という事態に際し、隣り合う双方の小物成山における境界筋を巡って争われており、その設定を目的として宝暦十一年三月に和談を取り交わしている。その際、草山に位置する双方の境界筋を明示するため杭を設置した。箕面市有文書『為取替証文之事』、宝暦十一年三月、箕面市蔵。

- (19) 奥村家文書『山論掛合覚日記』、天明三年正月より、池田市立歴史民俗資料館蔵。

- (20) ただし、九郎右衛門による控えであるため、図の筆写も大まかで歪みも大きく、「御小物成場絵図」の描写と完全に一致するものではないが、基本的には同様の内容であるとみなされる。中井家文書『「分間絵図」』宝暦十一年五月、同家蔵。

- (21) 記載される方位角度をみると、「戌九分」などと、何れも一千の十等分内で示されていることから、「小丸」を用いて方位角度を測ったことが想定される。また、計測された距離の値は、最大で五十間となり、間縄の長さとして

通常示される六十間内におさまっている〔安藤、一九八一〕。

文献

- 安藤博編（一九八一）『徳川幕府県治要略』柏書房。
- 池田市史編集委員会編（一九九九）『新修池田市史 第二卷 近世編』池田市。
- 大石慎三郎校訂（一九九五）『地方凡例録 上巻』東京堂出版。
- 大矢真一解説（一九七八）『江戸科学古典叢書9 量地指南』恒和出版。
- 神崎彰利（一九八三）『検地一繩と竿の支配』教育社。
- 川村博忠（一九九二）『近世絵図と測量術』古今書院。
- 豊中市史編集委員会編（一九五九）『豊中市史 第二卷』豊中市。
- 豊中市史編集委員会編（一九六二）『豊中市史 史料編三』豊中市。
- 鳴海邦匡（一九九九）『近世山論絵図と廻り検地法』『人文地理』五一巻六号、一九一四〇頁。
- 鳴海邦匡（二〇〇二）『復元された測量と近世山論絵図——北摂山地南麓地域を事例として——』『史林』八五巻五号、三五—七六頁。
- 藤田達生（一九九五）『小物成の成立に関する一視点——近世初頭の山支配を素材として——』『年報中世史研究』二十号、一四三—一六七頁。
- 松井重太郎編著（一九九〇）『桜井谷郷土史 後編・中巻』豊中市教育研究会『豊中の歴史』部会。
- 松崎利雄（一九七九）『江戸時代の測量術』総合科学出版。
- 宮川満（一九六三）『太閤検地論 第三部 基本史料とその解説』御茶の水書房。

SUMMARY

Mapmaking and Land Surveying Technology of Mountains at the Middle Stage of the Tokugawa Era

Kunitada NARUMI

A land survey is one of the most fundamental technologies used by a ruler when governing an area. During the latter half of the seventeenth century, the Tokugawa Shogunate promoted a policy of arable land development designed to raise agricultural productivity. As a result, mountains and fields were to be developed by various peasants. Thus, land surveying and mapmaking of mountains posed difficult problems for the local governor.

At the middle stage of early modern Japan, the "*kyoto-daikansyo*", or feudal magistrate's office in Kyoto, surveyed the boundaries all around the mountain concerned, and drew the area of the reduced map on the basis of the data. The mountain that was investigated by the magistrate's office would then be assessed "*komononari*", a miscellaneous tax imposed by the Tokugawa government. The magistrate then delivered the official maps for the purpose of taxation to the villages concerned, in present-day Osaka and Hyogo Prefectures. These cartographic technologies were gradually adapted throughout the nation, beginning around the mideighteenth century.

Keywords : the history of cartography land survey technology use on mapmaking land taxation villages in early modern Japan northern mountain areas in Osaka